

＜令和8年度＞保育施設利用調整基準表(2号認定・3号認定)

【基礎点】

No.	保育必要事由	保護者の状況等		父	母
1	居宅外就労 居宅内就労 (自営・内職) 看護・介護 就学	就労等日数	月20日以上	10	10
			月18日以上20日未満	9	9
			月16日以上18日未満	8	8
			月14日以上16日未満	7	7
			月14日未満	6	6
		就労等時間	月160時間以上	10	10
			月140時間以上160時間未満	9	9
			月120時間以上140時間未満	8	8
			月100時間以上120時間未満	7	7
			月80時間以上100時間未満	6	6
		月60時間以上80時間未満	5	5	
		月60時間未満	4	4	
2	妊娠・出産	母が出産予定日の前1ヶ月から後2ヶ月の期間にある場合			20
3	疾病 障がい	疾病	長期入院中(概ね1ヶ月以上)または医師の診断により保育が不可能な場合	25	25
			通院加療等で常に安静を要し、保育が常時困難な場合	20	20
			上記以外の療養のため、保育が困難な場合	10	10
		心身障がい等	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難な場合	25	25
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が困難な場合	23	23
		上記以外の障害者手帳等の交付を受けており、保育が困難な場合	20	20	
4	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により、自宅や近隣の復旧に当たっている場合		40	40
5	求職活動	生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合		10	10
		上記以外		3	3
6	その他	その他、明らかに保育の必要性が認められる場合(父母不存在等)		100	

【加点・減点】

No.	区分	調整事項	加点・減点
1	世帯状況	ひとり親世帯	30
		父または母と別居中(単身赴任、離婚前提等) ※住民票が別であること	20
		生活保護受給世帯	30
		申し込み児童が多胎児	5
		多子世帯(16歳未満の子どもが3人以上)	3
2	希望理由	きょうだい児が入園中の施設を希望する場合	15
		地域型保育事業所を利用して、3歳児となる年度から保育施設を希望する場合	10
		きょうだい同時に同一施設への入園を希望する場合	5
3	就労状況	町内の保育施設に従事する(内定を含む。)ことで、その施設の受入体制に影響を与える場合(保育士)	30
		町内の保育施設に従事する(内定を含む。)ことで、その施設の受入体制に影響を与える場合(保育士以外)	10
		産後休暇、育児休業明けで復職する場合	5
		現在就労中で、認可外保育施設を月に10日以上有償で利用している場合	1
4	優先利用	社会的養護が特に必要な児童の場合	30
		社会的養護が必要な児童の場合	25
5	その他	前年度から在籍している児童(更新児童)	30
		特別児童扶養手当受給対象児童または障害者手帳等の交付を受けている児童	10
		過去の支給認定申請等において、申請内容の変更を連絡しなかった場合	-3
		過去の支給認定申請等において、虚偽の申請をした場合	-10
		過去の入園申込において、入所内定後に保護者の都合等により入所をキャンセルした場合 保育料の滞納がある場合(卒園・退園児を含む。)	-5